

県公社のたより

発行 神奈川県住宅供給公社

<https://www.kanagawa-jk.or.jp/>

暮らす力になる“湯” 『ユソーレ相武台』誕生



団地の魅力創出策のひとつとして、相武台団地（相模原市南区）に多世代交流拠点「ユソーレ相武台」が誕生しました（令和元年9月完成、左写真）。この施設は、相模原市が行う介護予防事業の基準緩和通所型サービス（軽体操やレクリエーションなど運動機能の向上を支援するサービス）を実施する施設であると同時に、神奈川県の認証を受けた「未病センター」を設けるなど、次のような役割を担っています。

1 岩盤浴…平面図 1

健康・美容・癒しなどの効果をもたらすミスト岩盤浴が利用できます。

ミスト岩盤浴



2 多世代交流スペース

・カフェスペース…平面図 2

Wi-Fi 完備でどなたでもご利用できます。

・ワークショップスペース…平面図 3

時間貸しでご利用いただけるスペースです。

・キッズスペース…平面図 4

児童向け書籍などを置き、保護者が施設利用中に子供を遊ばせることができます。

3 デイサービススペース…平面図 5

「100歳まで元気で歩ける」をテーマに、健康チェックや各種健康プログラムを提供します。



デイサービススペース。イベントやセミナーにも活用できます。



上：カフェスペース 下：キッズスペース

グランドオープン、令和元年12月を予定しています。



日常生活の中で取り組みやすい防災術を知ろう

日本は自然災害の多い国であり、中でも台風や豪雨による災害は度々発生しています。記憶に新しい台風の15号(本年9月9日上陸)と19号(本年10月12日上陸)は、各地に甚大な被害をもたらしました。地球温暖化の影響により勢力の強い台風が増えるとの説もある中、「水」の脅威に備えることの重要性が増しています。幸いに、前述の台風による公社の賃貸への大きな被害は発生していませんが、停電のようなライフラインの停止や物流の混乱による物資の不足など、間接的な影響はご入居者のみなさんにも及んだのではないのでしょうか。そこで、今回は「アクティブ防災」をご紹介します。



講師の宮丸みゆきさん。参加者の質問に丁寧に回答

表紙でご紹介したユソーレ相武台にて、「小学生の保護者向け防災講座」が令和元年10月19日に開催されました。講師は特定非営利活動法人MAMA-PLUG(NPO法人ママプラグ)の宮丸みゆきさん。ママプラグは、東日本大震災で被災したママたちの支援をきっかけに防災事業に

取り組んでいる組織で、子育て当事者が直面する社会問題について、クリエイティブな視点から解決に向けた取り組みを行うことをコンセプトとしています。

今回の防災講座では、ママプラグの防災術「アクティブ防災」が紹介されました。アクティブ防災は、防災を日常から切り離すのではなく、生活の一部として取り込み、防災のMMK(メンドウ・モッタイナイ・お金がカカル)を取り除いた楽しい防災を提案するものです。

アクティブ防災の主な考え方

○緊急時の家族のルールを決める

連絡方法、待ち合わせ場所など、具体的に、詳細に決めておきましょう。

○顔見知りを増やす

普段からご近所付き合いをして、顔見知りを増やすこ

とは避難場所や避難所での過ごしやすさ、助け合いに影響します。まずはあいさつから。そして、自治会のある公社の賃貸では、自治会に加入しましょう。

○防災はご家庭の事情に合わせて

防災への備えを点検するためのチェックシートは、さまざまな自治体や団体等が公開していますので、それらをぜひ活用していただきたいのですが、防災への備えは家庭の状況によって異なります。妊娠している、乳幼児がいる、要介護者がいるなど、それぞれのご家庭の事情に合わせて準備をしましょう。



家族の特徴などを聞きながら防災のオーダーメイドについて説明

アクティブ防災の詳細は、下のURLをご覧ください。なお、防災については「県公社のたより第23号」で特集しておりますので、そちらも併せてご覧ください。

ママプラグがプロデュースする「アクティブ防災」のURL
<https://www.active-bousai.com/about/>



※「アクティブ防災」は、ママプラグの登録商標です。

水に風、台風は怖いね!



- ・台風は、地震などと違い数日前から進路や勢力が予想されています。事前に防災品や避難場所の確認をしておきましょう!
- ・また、強い風が吹く時は、ベランダの植木鉢やサンダルなど、風で飛ぶ(倒れる、壊れる)ような物は室内にしまいましょう!

音楽でつながる団地



フロー川崎戸手で行われた団地コンサート。写真は、子供たちが楽器に触れ合うコーナーのひとつ

団地の集会所が突然コンサート会場に。そんな機会を作ればコミュニケーションの促進や団地の活性化に役立つはず、そんな思いからいくつかの団地でコンサートを開催しています。来場された方々からは、「皆で歌えてとても楽しかった」、「子供を連れて気軽に行くことができた」といった声を聞くことができました。

電球で見守り ~見守り試行錯誤~

通信機能を持ったLED電球「ハローライト」を使った見守りサービスの検証を行いました。これは、電球のON/OFF情報を通信ネットワークを使って把握し、異変を捉えた場合(点灯または消灯状態が長時間続いた場合)に安否確認を行うというものです。

電球を付け替えるだけで見守りサービスが投入できるとあって期待は大きかったのですが、残念ながら通信基地局との距離などが影響し、十分な検証を行うことができませんでした。しかし、この検証に参加してくださったご入居者のみなさまの協力(アンケートや意見交換)により、次のような知見を得ることができました。

- ・電球を交換するだけで見守りサービスを導入できるので簡単。
- ・見られているような心理的抵抗感がない。
- ・利用者の要望に応じて異変を判断する時間を設定できるとよい。
- ・ハローライトは最も点消灯回数が多いと思われるトイレに付けることを基本としたが、建物の構造上、玄関のライトをつければトイレの電気をつけなくてもよい、昼間はトイレの窓からの採光で十分などの

また、夏には神奈川県立音楽堂にて、「団地ふれあいコンサート」を開催。こちらにも多くのご入居者に来場いただき、笑顔になっていただきました。

公社の賃貸に住むことの付加価値を、今後も創造していきたいと考えます。



「団地ふれあいコンサート」での実践女子学園中学校・高等学校合唱部の出演シーン

理由が聞かれ、ハローライトの取り付け位置は生活スタイルなどによって異なることが分かった。

・安否確認の順番は、本人、家族や隣人の順がよい(公社が確認するのは最終手段)。

当公社では、より良い見守りを目指して今後も試行錯誤を続けていきます。



ハローライト(株)のIoT電球「HelloLight(ハローライト)」の本体とパッケージ。見た目は普通の電球と変わりません。商品に関する詳しい情報は下記URLをご覧ください。

<https://hellolight.jp/>

※ハローライトの写真は同サイトから転載。



横浜若葉台にお住まいの方

一般財団法人 若葉台まちづくりセンター

☎ 045-921-3361 FAX 045-921-3365

水曜・祝日を除く 8:30 ~ 17:30

こちら以外の緊急時は防災センターが対応します。

※電話は、まちづくりセンターと同じ

横浜若葉台以外にお住まいの方

一般社団法人 かながわ土地建物保全協会の各サービスセンター

・川崎 ☎ 044-511-2500 FAX 044-522-9405

・湘南 ☎ 0466-43-7731 FAX 0466-43-7734

・横浜北 ☎ 045-933-0593 FAX 045-932-4865

・県央 ☎ 046-251-2901 FAX 046-255-6819

・横浜南 ☎ 045-778-4425 FAX 045-778-4428

・西湘 ☎ 0463-71-1839 FAX 0463-73-0428

夜間、土・日曜、祝日は、
緊急連絡センターへ
☎ 045(212)1889

学生のアイデアを団地へ



緑ヶ丘団地（厚木市緑ヶ丘）は事業開始から半世紀を超え、建物の老朽化、ご入居者の高齢化、空家の増加などの問題に直面しています。この問題の解決を目指し、当社は外部の知識とアイデアを取り込む試み、いわゆるオープンイノベーションのパートナーとして東京工芸大学と連携し、若い世代を団地に呼び込むことや、新しい住まい方の提案といったテーマに取り組んでいます。



▲両親+子供の場合
リビングを広くすることにより、家族が過ごせる空間をつくる。またバルコニーの一体化により子供のびのびと遊ぶことが出来る。

取り組みの中心となるのは学生たち。緑ヶ丘団地のリノベーションをテーマにしたワークショップでは、写真のような提案がありました。どれも自由な発想によるものであり、団地の可能性を広げるものでした。

一方、学生たちには問題の現場を知り、イベント開催などを通じてご入居者と触れ合う機会も設定され、そうした場が団地の賑わいに貢献していると認識しています。

しかしながら、まだ問題は解決していません。今後は学生たちのアイデアの具体化などを検討し、団地再生の方法論としての成熟度を上げていく必要があります。今後も当社と東京工芸大学は、団地の再生を目指して活動を続けてまいります。



3戸の住宅をひとつにリノベーションするアイデア

自転車損害賠償責任保険、加入してありますか？

神奈川県では、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、令和元年10月1日から自転車損害賠償責任保険などへの加入が義務となりました。この目的は、道路を通行する人や自転車、自動車などが共に安全に通行し、安心して暮らすことのできる地域社会を目指すことであり、その他、自転車を安全に利用するための取り組み、交通安全教育の実施を柱としています。

自転車を使用する方に最初にご理解いただきたいことは、自転車は道路交通法により「車両」と位置付けられて

おり、歩行者とは従うべきルールが異なるということです。つい、歩行者と同じような感覚で道路や歩道を通行してしまいがちですが、「車両」の意識を持って運転することが重要です。下枠内に主な違反行為を並べてみました。街でよく見かける行為が、実は違反行為だということが分かります。賠償責任保険や交通ルールに関する詳しい情報は、神奈川県や神奈川県警のホームページを参照してください。

自転車に関する主な道路標識



一時停止



徐行



車両通行止め



自転車横断帯



歩行者専用



歩行者・自転車専用



自転車通行止め



自転車専用

主な違反行為

- ・携帯電話使用運転
- ・傘差し運転
- ・イヤホン等使用運転
- ・歩道での歩行者妨害
- ・酒気帯び運転

【参考文献】

神奈川県・神奈川県警察「自転車の条例・ルール BOOK」
掲載URL <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/f5g/documents/rulebook.pdf>



県公社のたより 第25号

令和元年11月22日発行

次回・第26号は令和2年5月発行予定です

当社の最新情報は下記URLで！
<https://www.kanagawa-jk.or.jp/>



【企画・編集】

賃貸事業部 運営管理課
県公社のたより担当

〒231-8510 横浜市中区日本大通33番地
電話 045-651-1864 FAX 045-671-0905
eMail tayori@kanagawa-jk.or.jp
営業時間 平日 8:30 ~ 17:30

広告



東京海上日動

〒220-8565 横浜市西区みなとみらい3-6-4(横浜中央支店・金融公務課)
TEL:045-224-3519 FAX:045-224-3520